

令和2年第1回館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会

議事録（審議事項）概要

《審議事項（諮問）》

- (1) 令和元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案
- (2) 令和2年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案

※上記、審議事項について説明等を行いました、その概要については以下のとおりです。

＜説明概要＞

本日ご審議いただきたい事項は、2点ございます。まず、1点目、令和元年度の補正予算案についてですが、主な点は保険給付費、いわゆる医療費の決算見込みの見直しを行ったところ、今年度の医療費の支払いが確実にけるよう、約1億7千万円の増額補正をお願いするものです。

もう1点は、令和2年度の当初予算案についてです。令和2年度の当初予算案ですが、予算総額で2億4千万円ほど増えています。主な原因は医療費の増となっております。国民健康保険の被保険者数は年々減少していますが、団塊の世代の方が70歳以上になられるということで、国保被保険者全体の高齢化が進んでおり医療費が増加しています。

それから、国保税率につきましては、県が示す標準保険料率は前年度に比べ上昇しておりますが、国保財政調整基金を活用することにより、現在の税率を維持し、令和2年度の引き上げは行わない予定でございます。

それでは、審議事項1、令和元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案からご説明いたします。まず、歳入及び歳出の合計ですが、それぞれ予算現額58億4,004万7千円から、補正額3億2,339万円を増額し、補正後の予算額を61億6,343万7千円にしようとするものです。

補正の内容ですが、まず歳出で、1総務費の補正として、824万1千円の減額です。システム改修委託料について、改修費の額が確定したため、予算額をその額、28万4千円に合わせようとするものです。改修については、国保の制度改正に関連した国保システムの改修で、館山市の基幹系システムを契約している会社との委託契約です。改修費用をその会社が契約している55の保険者での共同負担としたことにより、契約額が大幅に減少したものです。

次に2保険給付費の補正として、1億7,163万1千円の増額です。一般被保険者の療養給付費について、医療費の支出状況から、今年度最後まで、確実に支払いが行えるよう予算額を見直したことにより、増額補正をしようとするものです。

次に3基金積立金の補正として、財政調整基金積立金について、1億6,000万円の増額です。これは、平成30年度の決算剰余金の2分の1以上を基金に積み立てるため、その額について増額補正をしようとするものです。

続きまして、これら歳出の補正予算の財源としまして、歳入の方ですが、1国庫支出金の補正として、2つの補助金について、合計で824万1千円の減額です。これは、歳出の1のところの説明しましたシステム改修費が、国の補助対象事業であったことから、同額を減額いたします。

次に2県支出金の補正として、普通交付金について、4,892万1千円の増額です。歳出の2の保険給付費の増額補正に関連して、県の普通交付金を増額補正しようとするものです。国保の広域化によりまして、医療費は県がすべて普通交付金として交付してくれることから、本当であれば医療費と同額を増額するところですが、普通交付金は、その年度内では県の予算の範囲内での交付となり、翌年度精算となることから、普通交付金については、4,900万円ほどの増額としました。

次に3繰入金の補正として、1,151万円の減額です。内訳としましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、それから保険者支援分について、これは、国民健康保険法に定められた一般会計からの法定繰入ですが、被保険者数の減少に関連して、算出の基礎となる軽減世帯数等の減少により、それぞれ、527万7千円と、316万4千円の減額となります。財政安定化支援事業繰入金ですが、こちらも決められた一般会計からの制度繰入れですが、算出の基礎となる保険基盤安定繰入金の減少により、306万9千円の減額補正になります。いずれも、今年度の額の確定により、補正後の額を、その額に合わせようとするものです。

次に4繰越金の補正ですが、国保会計の平成30年度実質収支額の確定によりまして、繰越金の予算額をその額、約3億1,422万円に合わせようとするものです。なお、その2分の1以上の額を、歳出の3のところの財政調整基金積立金で積み立てを行います。以上で、補正予算案の説明を終わります。

続きまして、審議事項2の令和2年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案について説明させていただきます。平成30年度から、国保財政の安定と国保制度の継続を目的として、国保の財政運営に県が大きく関わる、いわゆる国保の広域化がスタートしています。このことにより、お金の流れと、

市の国保会計の予算科目が大きく変わりましたので、前回と重複した説明になりますが、今一度、その内容から簡単に説明させていただきます。

市町村は引き続き、歳入で国民健康保険税を徴収し、歳出では保険給付費として医療費等を支払っていくというところは、変わりありません。広域化により変更となった点ですが、歳出の保険給付費の内、医療費の部分の費用全額について、県は歳入の県支出金の中にあります普通交付金として市に交付してくれます。一方県の方は、その普通交付金を各市町村に交付するために、必要額を各市町村から納付金として集めます。それが市では、歳出側にある事業費納付金です。納付金は市町村ごとの被保険者数、それから医療費水準や所得水準から計算して、県が決定します。広域化以降は、医療費が急に増加しても、その分は県から交付金があるため、慌てることなく、この最初に決められた事業費納付金の額を、県に納付さえできればいいということに変わり、財政的に非常に安定したと言えます。

さらに、広域化後は館山市の予算科目であっても、主要な科目について県が試算して提示してくれることになりました。具体的には、まず県は館山市の歳出の保険給付費、いわゆる医療費の額を推計します。医療費の額を推計したことにより、歳入の普通交付金も決まります。それから県は、歳出の事業費納付金の金額を決定し、その事業費納付金を納付するための国保税必要額と、館山市がその国保税を確保するための税率、いわゆる標準保険料率についても提示してくれることになりました。この当初予算案につきましては、県が積算した金額を参考に予算計上したものになります。

全体の額ですが、歳入歳出予算額ともに、60億8,272万5千円を計上しました。昨年度の当初予算と比較して、2億4,267万8千円、率にして4.2パーセントの増加となっています。これは、国保の被保険者数は年々減少していますが、県が一人あたり医療費の増加を見込んでいることから、医療費が増加し会計全体が増加となったものです。歳出の内、保険給付費のところの合計額は、44億4,762万9千円で、昨年度当初予算と比較しまして、2億6,860万円、6.4パーセントの増加と見込んでいます。この当初予算案の各科目の説明につきましては、主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入予算の主なものですが、国民健康保険税について、10億6,619万7千円を計上しました。前年度の当初予算と、ほぼ同規模となります。内訳としましては、現年課税分が10億4,455万5千円、滞納繰越分が2,164万2千円です。現年課税分については、事業費納付金を納めるための必要額として、県が積算した額を計上しました。

続いて保険給付費等交付金ですが、43億2,247万3千円を計上しま

した。前年度当初予算と比べて、5.9パーセント、2億4,072万5千円の増加です。内訳としましては、普通交付金が42億7,448万7千円、特別交付金が4,798万6千円です。普通交付金については、葬祭費、出産育児諸費を除く保険給付に必要な費用が、全額県から交付されるものです。その保険給付費の額については、過去の実績や被保険者数の動向により、県が積算したものです。医療費は、県がすべて普通交付金として交付してくれるため、本来であれば医療費と同額を計上するところですが、その年度内では県の予算の範囲内の館山市への交付となり、翌年度精算となる可能性もあることから、念のため、医療費に対して1億5,000万円ほど少なく計上しています。また、特別交付金についても、県が積算した額を参考に計上しています。

続いて他会計繰入金ですが、4億3,532万8千円を計上しました。前年度と比べて、2.5パーセント、1,134万3千円の減少です。内訳としましては、すべて一般会計からの繰入金で、(1)保険基盤安定繰入金、(2)職員給与費等繰入金などですが、法定外となる繰入金については、平成30年度から予算計上しておりません。

次に保険給付費については、44億4,762万9千円を計上しました。前年度と比べて、6.4パーセント、2億6,860万円の増加となります。内訳の主なものとしましては、(1)療養給付費、これは被保険者が病院にかかったときの自己負担以外の部分ということになりますが、38億738万7千円、(4)高額療養費が5億7,808万8千円です。これらの医療費については、県が推計した額を予算計上したものです。先程、少し説明しましたが、国保被保険者数が減少している中で、一人あたり医療費の増加を見込んでいることから、医療費全体の額が増加しています。その原因としましては、医療の高度化ということもありますが、被保険者の高齢化によることが一番大きい要因と思われます。高齢化により病院にかかる機会が多くなり、医療の内容についても重症化してくることによります。また、70歳になると一部負担金の割合が、3割から基本2割になります。加えて、高額療養費の基準額も下がることから、国民健康保険側からの支出は、医療費の増加に加え、さらに増加することになります。

続いて国民健康保険事業費納付金ですが、14億7,016万3千円を計上しました。前年度と比べて、1.4パーセント、2,151万4千円の減少となります。これは、保険給付費等交付金の財源や、県が行う国保に関する事業の財源として、県に納める納付金です。県は県全体の保険給付費の必要額から、市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して、納付金の額を決定します。予算額については、県が積算した金額を計上しました。内訳とし

ましては、医療給付費分が9億8,174万1千円などになります。

次に特定健康診査等事業費ですが、4,702万6千円を計上しました。

続いて財政調整基金について説明させていただきます。財政調整基金繰入金として、2億2,743万9千円を計上しています。これは、他の歳入の額、歳出の額をあてはめていき、歳入の不足額を調整するために計上したもので、今回の当初予算案では、この額の基金の取り崩しが必要というかたちになっています。取崩しの額が大きくなっている理由については、医療費の見込みに対して、県の普通交付金を、念のため少なく計上したことなどが原因となります。なお、先程の2月補正予算案での積み立ても踏まえ、当初予算後の基金の残高ですが2億6,824万2千円です。

以上で、国民健康保険の当初予算案の概要説明を終わりますが、館山市の国民健康保険の最近の動向を、少し説明させていただきたいと思えます。

まず、被保険者数、医療費ですが、被保険者数は1万5,300人、1万4,400人、1万3,700人と、年々減少しています。原因は人口の減少、社会保険の適用拡大などありますが、一番大きな要因は75歳以上の後期高齢者医療への移行ということで、高齢化によるものです。内70歳以上の被保険者数は、3,027人、3,160人、3,402人と増加しています。また一人あたり総医療費も、34万3,000円、35万1,000円、37万1,000円と、年々増加しています。

一般会計繰入金ですが、これは被保険者数の減少に伴い、年々減少の傾向にあると思えます。なお、平成29年度の財政安定化支援事業繰入金は0ですが、これは、平成29年度は国保税の引き下げを行いました。この繰り入れは、国保税の安易な引き下げに充てられることのないよう留意するという国が示す基準により、繰り入れを行わなかったものです。

国保の財政調整基金の年度末残高ですが、平成28年度の残高は約8億ありましたが、これは決算前に、繰り入れた財政調整基金の積み戻しを行ったため、年度末残高が多くなっています。平成29年度からは、繰り入れた財政調整基金について、決算見込み額により積み戻しを行わず、剰余金として翌年度の会計に繰り越しているところです。

国保税率ですが、平成29年度に所得割を0.2パーセント、平等割額を4,800円、引き下げを行いました。さらに続けて、平成30年度に所得割合計で0.3パーセント、平等割額を3,600円引き下げています。

最後に収納率ですが、納税課では、引き続き県内で上位となる収納率を維持しています。

令和2年度の「標準保険料率」についてご説明いたします。はじめに、国保税率の決まり方についてご説明いたします。都道府県は、各市町村の所得

水準や年齢構成に応じた医療費水準などを考慮して、市町村ごとの標準保険料率を算定します。市町村は都道府県から示された標準保険料率を参考に、国保税率を決定することになります。

県から示された令和2年度標準保険料率を、令和元年度の館山市の国保税率と比較いたしますと、合計では所得割が0.63パーセント、均等割額が2,070円、平等割額が415円それぞれ高くなっています。これを、現在の国保被保険者の状況において試算した調定額で比較しますと、全体調定額で4,418万9千円、1人当たり調定額では3,057円高くなりますので、今回の標準保険料率は、現在の館山市の国保税率よりも高く示されたということになります。

市町村は県から示された標準保険料率を参考にして、実際の税率を決定することになりますが、館山市としましては財政調整基金等を活用することにより、現在の国保税率を維持し、令和2年度の国保税率の引き上げは行わない予定です。

<質疑応答>

【質疑①】 国保財政調整基金が2億6,800万円しか残ってないということは、令和2年度でなくなるということですよ。何か考えがなければ、これを了承することはできないと思いますが、税務課としては何か税率を上げるような対策を考えていますか。財政調整基金を取り崩せなくなったときは、税率を上げなければいけないということですよ。

【回答①】 なかなか税率を上げる対策というのは難しい問題でして、今のところは、税率を上げる対策というのは立てられておりません。

ただ、財政調整基金の適正規模にということに関しましては、平成30年度の広域化の前までは、医療費の3ヵ年の平均の5パーセント程度というふうに言われていました。館山市では2億5,000万円から3億円の間が適正規模ということになります。広域化後は特に適正規模というのは示されていませんが、国民健康保険の財政としては、同じ規模の2億5,000万円は確保したいという考えであります。

平成28年度に約8億円あった基金が、当初予算取崩し後は2億6,800万円ということで、急に減少しているような印象になると思いますが、これは平成31年度の予算に基金を2億600万円取り崩したままになっていまして、まだ決算が出ておりません。それから、令和2年度の当初予算にも2億2,700万円を取崩して

いますが、これも仮に入れているということで、実際に決算上で使ってしまったという訳ではないので、基金の残高ということであれば、その2億600万円、2億2,700万円、それから残高の2億6,800万円の合計額が残っているということになります。

全体調定額で不足している額は4,418万9千円で、県が決めた標準保険料率にせず、館山市の税率を維持すればそれだけ足りないという額です。実際に足りないという額が出ているので、いつかは持っている基金はなくなるということです。したがって、収入を上げるか支出を減らすかしなければ、この4,418万9千円の差は埋まらない訳で、収入を上げるためには一つは税率を上げること、一つは収納率を上げることですが、収納率については県下で高水準になっていますので非常に厳しいため、収入を上げるには税率を上げるしかありません。

これから何年も税率を据え置いている、差が大きくなったところで、いざ引き上げようとしたときには、引き上げ幅が大きくなってしまいますから、徐々に適正な県が示す標準保険料率に合わせていく作業は、市民の皆様にしっかり、こういう状況だというのは打ち出さなければいけません。

それからもう一つ支出を減らすこと、医療費を減らすこと、これは高齢化を迎えている中でも適切な医療、必要な医療は絶対に使わなければいけませんけれども、防げるものはできるだけ防ぐということで、健康課中心に様々な予防を地道に長年かけてやっていくという状況です。

<意見>

【意見①】 支出を減らすということですが、新聞やテレビ等で、例えば保険がきいている湿布薬などが保険がきかなくなるとか、医薬品も風邪薬とかは病院に行かないで、薬局で症状を聞いて自分で購入してくださいとかいう話があります。私たちでも、湿布薬なんか病院に行ったときに多めにもらっておこうとか、そういうことがあります。私たちも考えて、余分にもらわないようにしていかなければいけないと思います。やれるべきことは、やっていかないと。国としてもやるべきことは早くやっていただきたい。

【意見②】 このところ出生数の減り具合がすごいです。安房地区の出生数は千葉県でもかなり低いです。今までは2パーセント減だったものが、全国平均では2.何パーセントですけど、安房地区は間違いなく5パ

一セント以上減っています。これに対し高齢者の医療費は上がっています。私たちは医療をやっていると、保険診療の点数は上がることはなく、同じような値段ですずっとやっています。でも、医療費はどんどん上がっている。

何が言いたいかという、力を持っている上の世代の方々が、何か施策を含めた目標、道標を出していかないと、私たち世代がどうするかという、いい街に逃げてしまいます。仕事もないから都会に行ってしまう。だから力のある世代の方々が、しっかり私たちの下の世代に引き継げるような施策なり何なり、お願いしたいというのが私の意見です。

【意見③】 安房郡内の市町村の所得は、ほんとうに厳しいです。そういう財政基盤の中にあって、一つの市だけでは難しいかなと私は思っています。安房郡全体がきちっとスクラムを組んで、この地域の産業だとか発展性、将来性をきちんと議論するように話を整えないと、あつという間に皆潰れてしまうということを、一番恐れています。

【意見④】 収納率は現年課税が93パーセントぐらいで、確かに県では高いし、昔よりはかなり上がって頑張ってはいますが、固定資産税とか所得税は98パーセントぐらいありますから、何とか1パーセントでも0.5パーセントでも徴収率を上げてほしいということが感じたことです。

《審議事項結果（答申）》

審議事項（1）令和元年度館山市国民健康保険特別会計補正予算案、
審議事項（2）令和2年度館山市国民健康保険特別会計当初予算案、
については、原案どおり承認する。